

令和 年 月 日

安芸高田市長 様

個別協定

代表者

⑩

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

令和 年 月 日

安芸高田市長 様

個別協定

代表者

⑨

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）8条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて変更の認定を申請する。

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

個別協定

代表者

印

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

①種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） (農地維持支払交付金)
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） (資源向上支払交付金)
○	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業）

②実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定（以下、「個別協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

2号事業

1) 農業生産活動の内容

- ・ 個別協定「（別紙様式5）経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載のとおり。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

- ・ 個別協定「（別紙様式6）協定農用地の概要」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

- ・ 個別協定の認定日から4年経過後の3月31日までの期間。

個別協定
経営規模及び農業所得調書

1 経営規模

(単位:a)

地目	自己所有地	借入面積	計
田			
畑			
草地			
計			
採草放牧地			

注)借入面積には受託面積(基幹3作業)を含む。

2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位:円)

農業所得①	農業従事者②	①/②

注1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得+専従者給与額-負債の償還額)/農業従事者数

当該農業者が生産組織、農業生産法人等の構成員であり、当該生産組織、農業生産法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(ア)による。

a 農業生産活動のための建物・機械等の固定資産に係る負債の償還額(当該負債に係る減価償却額を上回る場合の差引額に限る。)

b a以外の農業生産活動に係る負債の当該年におけるネット償還額(当該年の期首の負債額から期末の負債額を差し引いた実償還額)

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(イ)により換算する。

農業従事者数の換算は、年間自家農業従事日数が150日以上190日未満の者を「1」とし、農業従事日数が60日以上150日未満の者を「0.5」とする。この他に、家族内に、30日以上60日未満の農業従事者が2名以上いる場合(合計就農日数が60日以上となる。)には、これらの者をまとめて「0.5」とすることができる。

注2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【加算措置の場合に使用】

3 加算措置適用のために取り組むべき事項(加算措置必須要件)

次の活動のうち取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度～ 令和 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成させる地域の現状を踏まえた目標を記載する。

協定農用地の概要

(別紙様式7)

交付対象者の氏名・名称	団地名	町	大字	字	地番	枝1	枝2	地目	農用地面積 (㎡)	傾斜度	10a当りの単価 (円)	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等氏名 (出し手)	始期	終期	契約年月日	交付金の使用方法	
														農用地の現況	具体的活動内容						

注1) 一団の農用地すべてを耕作する場合及び別紙様式6の経営規模のAが都府県にあっては3ha以上、北海道にあっては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。

注2) 注1の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式6の2の注書きにより算出する。

注3) 注1の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。

注4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

協定農用地の概要

注1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づく許可書又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の市町村公告の写しを添付のこと。

注2 農作業受委託の場合は、部点契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。

注3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。